

私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の概要

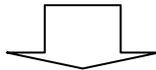
1 事業の目的

本事業は、大学の経営戦略や研究戦略に基づき、各大学が特色を活かした研究を実施するため、その研究基盤の形成を支援する事業であり、もってわが国の科学技術の発展に資するものである。

2 支援の対象となる事業

私立大学学術研究高度化推進事業（平成 19 年度まで）

- ハイテク・リサーチ・センター整備事業
- 学術フロンティア推進事業
- 社会連携研究推進事業
- オープン・リサーチ・センター整備事業



私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（平成 20 年度から）

- 次のいずれかの要件に該当する事業
 - ・先端的な研究で、今後の発展が期待できる事業
 - ・優れた研究実績をあげ、今後とも継続的に発展が期待できる事業
 - ・地域の発展に資するため地方公共団体、もしくは地域企業等との有機的な連携の下で行われる事業
 - ・広く開かれた体制の下に研究と人材養成とを一体的に推進事業
- 支援の観点
 - ・研究拠点を形成する研究
 - ・大学の特色を活かした研究
 - ・地域に根差した研究

3 研究期間及び支援措置

(1) 研究期間

私立大学学術研究高度化推進事業

- 新規事業：原則、5年間
- 継続事業：原則、3年間
 - ・3年目に中間評価、最終年度に事後評価を行う（3年以下の事業は事後評価のみ）



私立大学戦略的研究基盤形成支援事業

- 新規事業
 - ・「研究拠点を形成する研究」：原則、5年間
 - ・「大学の特色を活かした研究」
 - ・「地域に根差した研究」 } : 原則、3年間
 - ・3年目に中間評価、最終年度に事後評価を行う（3年以下の事業は事後評価のみ）
- 継続事業：制度として実施しない。

ただし、旧高度化事業により選定された事業を引き続き実施する必要がある場合は、新規事業として「研究拠点を形成する研究」の「研究費のみの支援を希望する研究」として申請することができる。

(2) 支援措置

私立大学学術研究高度化推進事業

○研究施設：

初年度から3年目までに行う整備に対し補助（補助率 1 / 2 以内）

○研究装置・研究設備：

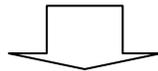
初年度から3年目までに行う整備に対し補助

（補助率 研究装置 1 / 2 以内 研究設備 2 / 3 以内）

○研究費等：

経常費補助金において5年間補助

・「研究費のみの支援を希望する研究」についても対象とする。



私立大学戦略的研究基盤形成支援事業

○研究施設：

原則、初年度に行う整備に対し補助（補助率 1 / 2 以内）

○研究装置・研究設備：

初年度から3年目までに行う整備に対し補助

（補助率 研究装置 1 / 2 以内 研究設備 2 / 3 以内）

○研究費等：経常費補助金において補助

・「研究拠点を形成する研究」・・・5年間

・「大学の特色を活かした研究」

・「地域に根差した研究」

} ……3年間

・「研究費のみの支援を希望する研究」については、原則、対象としないが、「研究拠点を形成する研究」に申請した事業については、対象とすることができる。その場合、年間の研究費は3,000万円を上限とする。

4 事業の選定について

(1) 評価項目

- ① 事業の意義と必要性
- ② 研究目的・研究計画の妥当性
- ③ 研究遂行能力・研究組織の妥当性
- ④ 研究成果の達成見込み
- ⑤ 事業費の妥当性

(2) 選定手続き

外部の学識経験者からなる「私立大学戦略的研究基盤形成支援検討会」において、選定する。

(3) 補助の方法

選定後、文部科学省に計画調書等を提出し補助を受ける。

なお、研究費については、日本私立学校振興・共済事業団に申請し補助を受ける。

(参考)

平成20年度予算額	施設、装置、設備	58.0億円
	研究費（経常費補助金）	11.5億円
	（うち、研究費のみの事業	1.5億円）